滋賀県公立学校　会計年度任用職員　募集要項
【職種：合理的配慮協力員（行政Ａ）　教職員室】

令和８年４月１日より採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

１．募集人数　　１人

２．募集職種　　合理的配慮協力員（行政Ａ）　教職員室

３．業務内容

大津市内公立小中学校に在籍する障害のある教職員に対し、その必要性に応じて合理的配慮を提供する。

【合理的配慮の要件】

⑴必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること

⑵障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること

⑶事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

⑷提供に伴う負担が過重でないこと

上記の⑴～⑷の要件をふまえ、当該教職員が必要とする合理的配慮を提供するための協力を行う。（具体的な業務内容は、当該教職員、配置校の管理職等が協議の上決定するものとし、必要に応じて大津市教育委員会が助言を行う）

【業務内容の変更範囲】：なし

４．募集対象

・簡易なパソコンの操作が行えること。

第１６条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

５．応募受付期間

令和８年３月１６日まで

６．応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、下記の連絡先へ直接電話連絡してください。なお、**選考試験当日に下記の書類を持参してください。**

（1）ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

（2）写真を添付した履歴書（滋賀県指定の履歴書を利用してください）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時

【連　絡　先】大津市教育委員会事務局　教職員室　「合理的配慮協力員採用担当者」まで

電話番号：０７７－５２８－２８３７

７．選考日時及び選考会場

令和８年３月１７日（火）　１３時３０分～

大津市役所　別館２階　教育委員会室１

８．選考方法

筆記試験および個人面接試験の総合判定

※上記６に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

あわせて、筆記用具を持参してください。

９．結果の発表

受験者本人宛に、選考試験から７日以内に、合否通知を文書で発送します。

※正式採用の際、必要書類として任用初日から遡って１年以内の胸部Ｘ線検査結果（1 年以内の健康診断書でも可）の提出が必要となります。無い場合は、実費で用意をしていただく必要があります。

１０．勤務条件

雇用期間	令和８年４月１日（水）から　令和９年３月３１日（水）まで ※採用後１ヶ月間を条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。なお、採用後１ヶ月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、実際に勤務した日が１５日に達するまでを条件付採用とし、良好な成績で勤務した場合、正式採用とします。
再度の任用	■　原則あり　　□　原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市大将軍一丁目１３－１　大津市立瀬田北中学校
勤務日	週３日以内（月～金曜日のうち３日以内）で、年間３５週以内 ※学校行事等により週休日の振替を行う場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、その他校長が指定する日
休暇	年次有給休暇あり（県の勤務時間規則の規定による） 特別休暇あり（県の勤務時間規則の規定による）
勤務時間	週１５時間勤務（８時１５分～１６時４５分の間で５時間程度） ※勤務していただく曜日および時間は、採用決定後に、勤務地の学校長にご相談ください。
基本給	時給１，２９３円～１，５６９円 ※滋賀県職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	滋賀県の給与条例の規定による
社会保険	労災保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ※営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週４０時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	給与等支給日：翌月１０日